

令和5年第5回春日井市議会定例会

附属資料

目 次

I	令和5年第5回春日井市議会定例会提出議案	1
1	補正予算	
2	条例案	
3	一般議案	
4	報告	
II	条例案の要旨	3
III	一般議案の要旨	9
IV	令和5年度補正予算の概要	10
V	報告の要旨	13

I 令和5年第5回春日井市議会定例会提出議案

1 補正予算

- 第82号議案 令和5年度春日井市一般会計補正予算（第6号）
- 第83号議案 令和5年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 第84号議案 令和5年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）

2 条例案

- 第85号議案 春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 第86号議案 春日井市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第87号議案 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第88号議案 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第89号議案 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第90号議案 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第91号議案 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第92号議案 春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第93号議案 春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第94号議案 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第95号議案 春日井市中小企業振興基本条例について
- 第96号議案 春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

3 一般議案

- 第97号議案 春日井市勝川駅前公営施設の指定管理者の指定について
- 第98号議案 春日井市ふれあい農業公園の指定管理者の指定について
- 第99号議案 春日井市子どもの家の指定管理者の指定について
- 第100号議案 春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について
- 第101号議案 春日井市西藤山台運動交流ひろばの指定管理者の指定について

4 報告

報告第 41 号 令和 5 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の
専決処分について

補正予算	3 件
条例案	12 件
一般議案	5 件
<hr/>	
小計	20 件
報告	1 件
<hr/>	
合計	21 件

II 条例案の要旨

第85号議案

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について

- 1 DX推進部を創設し、次の事務を所掌させるもの（第1条、第3条関係）
 - (1) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。
 - (2) 情報システムに関すること。（現行 総務部）
- 2 財政部の所掌事務を次のとおり移管し、部を廃止するもの（第1条—第5条関係）

所管部	所掌事務
企画経営部 （現行 企画政策部）	財政運営及び公有財産の管理に関すること。
総務部	契約及び建設工事の検査に関すること。
市民生活部	市税の賦課及び収納に関すること。

- 3 多様性社会の推進に関する事務を市民生活部の所掌とするもの（第5条関係）
- 4 文化スポーツ部の名称をいきがい創生部とし、市民のいきがいづくりに関する事務等を所掌させるもの（第1条、第6条関係）
- 5 青少年子ども部の名称をこども未来部とするもの（第1条、第8条関係）
- 6 施行日 令和6年4月1日

第86号議案

春日井市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について次のとおり改めるもの
 - (1) 初任給調整手当の支給月額を次のとおり引き上げるもの（第10条関係）
 - ア 医師及び歯科医師 415,600円（現行 414,800円）
 - イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるもの（医師及び歯科医師を除く。） 51,100円（現行 50,800円）
 - (2) 在宅勤務中心の働き方をする職員に支給する在宅勤務等手当を月額3,000円とするもの（第13条の3関係）
 - (3) 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第22条関係）

（単位：月分）

区 分		現 行	改正案	
			令和5年度	令和6年度以降
一般職員 （特定幹部職員を 除く。）	6月	1.2	1.2	1.225
	12月	1.2	1.25	1.225
	合計	2.4	2.45	2.45

一般職員 (特定幹部職員)	6月	1.0	1.0	1.025
	12月	1.0	1.05	1.025
	合計	2.0	2.05	2.05
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員 (特定幹部職員を除く。)	6月	0.675	0.675	0.6875
	12月	0.675	0.7	0.6875
	合計	1.35	1.375	1.375
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員 (特定幹部職員)	6月	0.575	0.575	0.5875
	12月	0.575	0.6	0.5875
	合計	1.15	1.175	1.175

(4) 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの(第23条関係)

(単位：月分)

区 分		現 行	改正案	
			令和5年度	令和6年度以降
一般職員 (特定幹部職員を除く。)	6月	1.0	1.0	1.025
	12月	1.0	1.05	1.025
	合計	2.0	2.05	2.05
一般職員 (特定幹部職員)	6月	1.2	1.2	1.225
	12月	1.2	1.25	1.225
	合計	2.4	2.45	2.45
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員 (特定幹部職員を除く。)	6月	0.475	0.475	0.4875
	12月	0.475	0.5	0.4875
	合計	0.95	0.975	0.975
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員 (特定幹部職員)	6月	0.575	0.575	0.5875
	12月	0.575	0.6	0.5875
	合計	1.15	1.175	1.175

(5) 給料月額を平均1.1パーセント引き上げるもの(別表第1、別表第2関係)

2 建築主事の業務に従事した場合の特殊勤務手当を日額250円とするもの
(別表第4関係)

3 施行日 1(1)、(5) 公布の日(令和5年4月1日適用)

1(3)・(4)(令和5年度分) 公布の日(令和5年12月1日適用)

1(2)、(3)・(4)(令和6年度以降分)、2 令和6年4月1日

第87号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第88号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの

(単位：月分)

区 分	現 行	改正案	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	1.65	1.65	1.7
12月	1.65	1.75	1.7
合計	3.3	3.4	3.4

- 2 施行日 令和5年度分 公布の日（令和5年12月1日適用）
令和6年度以降分 令和6年4月1日

第89号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給与について次のとおり改めるもの

- (1) 給料月額を次のとおり改めるもの（第7条関係）

号給	現 行	改正案
1	376,000円	380,000円
2	422,000円	427,000円
3	472,000円	477,000円
4	533,000円	539,000円
5	608,000円	615,000円
6	710,000円	718,000円
7	830,000円	839,000円

- (2) 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第9条関係）
(単位：月分)

区 分	現 行	改正案	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	1.65	1.65	1.7
12月	1.65	1.75	1.7
合計	3.3	3.4	3.4

- 2 施行日 1(1) 公布の日（令和5年4月1日適用）
1(2)（令和5年度分） 公布の日（令和5年12月1日適用）
1(2)（令和6年度以降分） 令和6年4月1日

第90号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第14条、第25条関係）
(単位：月分)

区 分	現 行	改正案	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	1.25	1.25	1.3
12月	1.25	1.35	1.3
合計	2.5	2.6	2.6

- 2 一般職の常勤職員の給与改定に準じ、給料月額を引き上げるもの
(別表第1、別表第2関係)
- 3 施行日 2 公布の日（令和5年4月1日適用）
1（令和5年度分） 公布の日（令和5年12月1日適用）
1（令和6年度以降分） 令和6年4月1日

第91号議案

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（令和5年法律第14号。令和5年9月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第1条関係）
- 2 施行日 公布の日

第92号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和5年総務省令第48号。令和6年1月1日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 蓄電池設備の規制を次のとおりとするもの（第13条関係）
 - ア 一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）で区分することとし、10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下で出火防止措置が講じられたものを規制対象から除くもの
 - イ 屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならないことを明示するもの
 - (2) 厨房設備として固体燃料を用いた炭火焼き器の壁面等からの離隔距離を定めるもの（別表第3関係）
- 2 施行日 令和6年1月1日

第93号議案

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について

- 1 印鑑登録申請時の本人確認書類として、健康保険証及び年金手帳の例示を廃止するもの（第4条関係）
- 2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号。令和5年5月11日施行）に伴い、新たに移動端末設備に搭載される利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするもの（第13条の2関係）
- 3 施行日 公布の日

第94号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 医療費の支給に関する事務に係る個人番号の利用について、その対象を全ての医療費の支給に関する事務に拡大する（現行 母子・父子家庭医療費の支給に関する事務のみ）とともに、必要な限度で特定個人情報の利用を可能とするもの（別表第1、別表第2関係）
- 2 施行日 公布の日

第95号議案

春日井市中小企業振興基本条例について

- 1 中小企業の振興について、基本理念を定めるとともに、各関係者の責務、役割等を明らかにし、施策の基本方針を定め、地域社会が一体となって推進することにより、地域経済の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することをこの条例の目的とするもの（第1条関係）
- 2 中小企業振興の基本理念を次のとおりとするもの（第3条関係）
 - (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力の下、経営の改善及び持続的な発展が図られること。
 - (2) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
 - (3) 市、商工会議所その他の関係者が相互に連携するとともに、市民の理解及び協力を得ること。
- 3 市及び商工会議所の責務、中小企業者の努力、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び大学の役割並びに市民の理解及び協力について規定するもの（第4条―第12条関係）
- 4 中小企業の振興に関する施策の策定に当たり、基本方針を定めるもの（第13条関係）
- 5 施行日 令和6年4月1日

第96号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例 について

- 1 春日井市職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、在宅勤務等手当を支給することとするもの（第6条の2関係）
- 2 施行日 令和6年4月1日

Ⅲ 一般議案の要旨

第97号議案

春日井市勝川駅前公営施設の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市勝川駅前公営施設
- 2 指定管理者となる団体 春日井市鳥居松町5丁目44番地
勝川開発株式会社
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第98号議案

春日井市ふれあい農業公園の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市ふれあい農業公園
- 2 指定管理者となる団体 名古屋市中村区名駅四丁目4番10号
トヨタエンタプライズ・岩間造園共同事業体
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第99号議案

春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称及び指定管理者となる団体

公の施設の名称	指定管理者となる団体
春日井市鷹来子どもの家	春日井市浅山町1丁目2番61号 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
春日井市山王子どもの家	春日井市浅山町1丁目2番61号 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
春日井市牛山子どもの家	春日井市宮町3丁目8番地2 特定非営利活動法人学童保育所イルカクラブ
春日井市西山子どもの家	春日井市浅山町1丁目2番61号 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第100号議案

春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場始め4施設
- 2 指定管理者となる団体 春日井市鳥居松町5丁目44番地
高蔵寺サイクル連合体
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第101号議案

春日井市西藤山台運動交流ひろばの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市西藤山台運動交流ひろば
- 2 指定管理者となる団体 春日井市藤山台1丁目1番地
社会福祉法人まちスウィング
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

IV 令和5年度補正予算の概要

<一般会計>

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
第82号議案		
2 総 務 費 156,100	1 ふれあいセンター小工事 西部ふれあいセンター冷温水発生機更新工事	140,000
	2 一般旅券発給 収入印紙購入	16,100
3 民 生 費 266,516	1 重層的支援体制整備事業交付金返還金	39,633
	2 障がい者福祉施設整備補助 共同生活援助施設整備	10,000
	3 児童手当負担金等返還金	44,283
	4 放課後児童健全育成事業施設整備 大手子ども家整備	3,600
	5 生活保護費	169,000
4 衛 生 費 41,800	1 感染症予防 帯状疱疹ワクチン接種費補助	41,800
6 農 林 水 産 業 費 3,669	1 担い手育成支援 新規就農者育成総合対策	3,669
10 教 育 費 33,700	1 グラウンド小工事 高濃度PCB処理業務	33,700
< 人 件 費 > 295,060	1 報酬	46,075
	2 給料	84,753
	3 職員手当等	139,232
	(1) 期末手当	67,045
	(2) 勤勉手当	40,100
	(3) その他	32,087
	4 共済費	25,000

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
合 計 796,845	財源内訳	
	国庫支出金	126,750
	県支出金	3,669
	繰入金	511,456
	財政調整基金繰入金	
	諸収入	28,970
	収入印紙売上	16,100
	児童手当国庫負担金精算交付	12,870
	市債	126,000
	【繰越明許費の設定】	
	1 西部ふれあいセンター冷温水発生機更新工事	140,000
	2 大手子どもの家整備	3,600
	3 道風線地下道排水ポンプ更新工事	32,800
	【債務負担行為の追加】	
	1 大手子どもの家借上	
	期間 令和6年度～令和11年度	
	限度額 70,000	
2 市道整備事業		
期間 令和6年度		
限度額 140,000		

< 企 業 会 計 >

(単位：千円)

会 計 名	内 容 等	金 額
第83号議案		
市民病院事業 584,741	1 収益的支出 医業費用 給与費 材料費 医業外費用 雑損失	353,741 244,601 81,000 28,140
	2 資本的支出 建設改良費 資産購入費	 231,000 231,000
第84号議案		
水道事業	【債務負担行為の設定】	
	1 上水道送水管布設工事（神屋町外1町） 期間 令和6年度 限度額 297,500	
	2 上水道配水管布設替工事（白山町その2） 期間 令和6年度 限度額 123,600	
	3 上水道配水管布設替工事（神屋町） 期間 令和6年度 限度額 118,800	
	4 水道料金等納入通知書等作成業務 期間 令和6年度 限度額 16,500	

V 報告の要旨

補正予算の専決処分（11月14日付）

<特別会計>

（単位：千円）

会計名	内容等	金額
報告第41号 国民健康保険事業 8,360	産前産後減額制度に係るシステム改修	8,360
	財源内訳 県支出金	8,360